

行政不服審査法の改正に対する意見

2013年（平成25年）12月12日

日本弁護士連合会

現在、総務省において全面的な改正案を策定中の行政不服審査法については、当連合会として、平成20年法案をベースとすることに賛成であり、各論点についての意見も本年5月に実施されたパブリックコメントにおいて述べたところであるが、改正後の新法が改正の実をあげ、さらに国民の権利利益の救済に有効なものとなるよう、法案作成にあたり、下記の点を改正案に取り入れられるよう、特に要望する。

1 審理員の選任について、中立公正性の確保に関する規定及び行政庁の職員又は職員であった者以外の者の積極的な活用に関して所要の規定を置くこと。

審理員の資格について、行政事務の精通者を選任する旨示されているが、両当事者の主張を踏まえて、適切な事実認定と法解釈を行うことが重要であり、行政事務の精通者であることを不可欠の要件とすべきではない。この点が過度に重視されると審理員が行政庁の職員や職員であった者に偏り、公正中立性が損なわれるおそれがある。

2 再調査請求、再審査請求の手続について、訴訟又は審査請求を提起する際の前置手続とせず、国民が訴訟又は審査請求のいずれかを自由に選択できる制度となるよう、個別法において措置すること。

また、「再調査請求」については、税務調査との混同が起こらないよう、その区別が法律上明確となるように適切な規定を置くこと。

3 行政不服審査会への諮問の要否については、行政庁が諮問しないこととができる条項を恣意的に運用することのないよう、諮問を要しない範囲について明確に規定し、決定書に諮問の有無を明示するよう措置すること。

4 不服申立期間については、必要性が明らかでない限り、可能な限り統一的なものとすべきであり、短期の不服申立期間を定めている個別法令については、明確な必要性がない限り、容認しないよう措置すること。

5 不服審査に関する情報が国民に明らかになり、透明性が高く、国民にとって結果が予測できる不服審査手続となるよう、裁決例、審査会答申、審議会答申及び審理員意見書について、ホームページ等で検索、公開できるよう必要な規定を置くこと。

6 行政手続法の改正については、

処分等の求めについては、適切な時期に求めた者に対して、処分の求めをした結果が明らかになるよう、必要な規定を置くこと。

行政指導の中止の求めについては、求めた者、他の関係人等が不安定な地位に置かれて混乱することのないよう、結果の通知、事後の措置等の通知について、必要な規定を置くこと。

- 7 今次改正は現行法の抜本的な改正を含むものであることから、改正法施行後、例えば5年を経過した時点で、改正事項の施行状況を踏まえて、今次改正にあたり改正を見送った諸課題を含め、改めて法改正の要否につき検討する旨の規定を附則に置くこと。

以上